

益田川ダム周辺施設（ひだまりパークみと）指定管理者募集要項

1 指定管理者の公募

益田川ダム周辺施設（以下「ひだまりパークみと」という。）は、益田市を代表する公共スポーツ施設の一つとして、スポーツの振興と競技力の向上のみならず、高齢者のスポーツを通じた健康づくりや、心と身体のリフレッシュできる施設として、多くの利用者に利用推進を図っている。益田市では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、ひだまりパークみとの管理運営業務について、指定管理者制度を導入している。

この度、令和 9 年度から始まる新たな指定期間について、益田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年益田市条例第 31 号）に基づき、管理運営業務を行う指定管理者を公募することとした。

2 公募の概要

(1) 指定管理者を募集する施設の名称及び所在地

名 称：ひだまりパークみと

所在地：益田市美都町笹倉及び朝倉地内

(2) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。ただし、指定管理者が業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。また、取消しに伴う市の損害については、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

(3) 業務範囲

①業務の範囲は次のとおりとする。

ア 周辺施設の利用許可に関する業務

イ 周辺施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 健康づくり及びスポーツ・レクリエーション振興のための事業に関する業務

エ その他市長が定める業務

②留意事項

ア 指定管理者が行う業務の詳細は、益田川ダム周辺施設「ひだまりパークみと」管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

イ 指定管理者は、業務を包括的に第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、市の承諾を受けて委託し、又は請け負わせることができる。

(4) 選定方法

指定管理者の候補者選定については、益田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年益田市条例第 31 号）及び益田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する施行規則（平成 15 年益田市規則第 38 号）の規定に基づき、市の関係部署の職員で組織する益田川ダム周辺施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

3 施設の概要

仕様書のとおり

4 指定管理料

業務遂行に係る指定管理料の参考上限額は、年額 32,080 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。消費税率については、10%で積算すること。なお、協定締結後に消費税率の変更があった時は、協議の上、指定管理料の消費税を変更後の税率にするものとする。

5 業務基準

業務基準に係る詳細については、「仕様書」のとおりとする。

6 現場条件

- (1) サッカー場については、島根かみあり国スポ全スポ 2030 の会場となる予定である。
- (2) さくらドームについては令和 9 年度、サッカー場については令和 10 年度に大規模改修を予定している。

7 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

- ① 指定管理者へ応募できる者（以下「応募者」という。）は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、指定期間中、安全かつ適切に業務を行うことができることとする。
- ② 法人等または共同企業体は、市内に主たる営業所を置いていなければならないものとする。

(2) 共同企業体の応募について

- ① 共同企業体で応募する場合は、応募時に当該共同企業体を結成していなければならないものとし、その構成員すべてが市内に主たる営業所を置いていなければならない。
- ② 構成員の中から代表構成員を定めるものとする。（代表構成員は、資本金が多い法人等がなるものとする。資本金がない場合は社員の多い法人等とする。）

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、重複して共同企業体で応募することはできない。
- ② 共同企業体で応募した法人等は、重複して他の共同企業体の構成員になることはできない。

(4) 共同企業体の構成員の変更

共同企業体で応募した場合、応募後の構成員の変更は原則として認めない。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等（共同企業体の構成員である法人等を含む。）は、応募者となることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2 年を経過しない法人等
- ③ 国税及び市税について滞納がある法人等（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者）
- ④ 益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成 6 年益田市告示第 53 号）に基づく指名停止措置を受けている法人等
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている法人等
- ⑥ 法人等の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加しているもの。任

意団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加しているもの。以下同じ。)が、次のいずれかに該当すると認められる場合

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるもの。
- イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であるもの。
- ウ ア又はイと特別の関係にあると認められるもの。

8 応募に必要な書類

(1) 提出書類

公募の参加表明にあたっては、以下の書類を提出するものとする。

番号	書類名	様式等
A	指定管理者指定申請書	様式第 1 号
B	共同企業体構成書	様式第 1-1 号
C	ひだまりパークみと管理運営に関する事業計画書	様式第 2 号
D	ひだまりパークみと管理運営に関する収支予算書	様式第 3 号
E	定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本	—
F	直近 1 年（事業年度）分における法人等の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営状況を明らかにする書類	任意様式
G	今年度の当該法人等の事業計画書及び収支予算書	任意様式
H	法人等の概要を記載した書類	—
I	役員名簿	—
J	市税について未納の徴収金（納期未到来のものを除く。）がない旨の証明書	—
K	法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額（納期未到来分を除く。）がない旨の証明書	—
L	提出書類のうち該当のないものについての申立書 (提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出)	様式第 4 号

(2) 提出書類の詳細

- A 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- B 共同企業体構成書（様式第 1-1 号）
- C ひだまりパークみと管理運営に関する事業計画書（様式第 2 号）
- D ひだまりパークみと管理運営に関する収支予算書（様式第 3 号）
- E 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本
 - ①法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類
 - ②共同企業体での参加の場合は、構成員全員のを提出すること。
- F 直近 1 年（事業年度）分における法人等の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営状況を明らかにする書類
 - ①昨年度の実績（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。ただし、参加表明の日に属する年度に設立された団体にあつては、設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこ

れらに準ずる書類)

②共同企業体での参加の場合は、構成員全員のものを提出すること。

G 指定期間における当該法人等の事業計画書及び収支予算書

①法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類

②共同企業体での参加の場合は、構成員全員のものを提出すること。

H 法人等の概要を記載した書類

①組織運営に関する次の事項を記載した書類

本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績、財務状況

②共同企業体の場合は、当該組織の構成が明確にわかるもの

I 役員名簿 ※提出日時点のものとする。

① 共同企業体の場合は、当該組織の構成が明確にわかるもの

J 市税について未納の徴収金（納期未到来のものを除く。）がない旨の証明書

① 共同企業体の場合は、構成員全員のものを提出すること。

K 法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額（納期未到来分を除く。）がない旨の証明書

①拠点が属する管轄の税務署長が発行する法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の直近1年間における納税証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）

②共同企業体の場合は、構成員全員のものを提出すること。

L 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式第4号）

(3) 提出部数 正本1部及び副本8部（複本は複写可とする）

(4) 提出期間 令和8年9月28日（月）～令和8年10月19日（月）午後5時必着

※なお、提出方法については、FAXや郵送による提出は不可とする。受付時間は、午前8時30分から午後5時までの時間帯（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(5) 提出場所 事務局 益田市教育委員会教育部ひとづくり推進課（益田市元町11番26号）

(6) 提出書類の著作権、情報公開

①提出書類の著作権は、参加表明者に帰属する。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

②提出された書類は、益田市行政情報公開条例（平成11年益田市条例第1号）の適用を受ける。

(7) 応募に当たっての留意事項

①市に提出された書類は返却しない。

②応募に際して必要な経費は、全て応募者の負担とする。

③提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。

④必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

⑤提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする。

⑥書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。

⑦指定管理者の選定後、募集要項等関係書類の不知又は不明を理由としての異議申立てはできない。

9 説明会及び質疑対応

(1) 現地説明会を希望される場合は12問い合わせ先担当者まで連絡すること。（説明会の内容は、施設及び設備の説明が主となります。）

①期間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月7日（水）午後5時まで

(2) 公募に係る質問事項については、次のとおり受け付ける。

① 質問受付期限

令和8年9月28日（月）～10月7日（水）午後5時まで

② 質問受付方法

「質疑回答票」（様式第5号）に質問事項を記入の上、電子メールで12問い合わせ先まで提出すること。

③ 質問に対する回答

質問に対する回答を記載した「質疑回答票」を令和8年10月13日（火）午後5時までに電子メールで回答する。

10 指定管理者の選定方法、選定基準、選定までのスケジュール

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定については、提出された書類等に基づいて選定委員会で総合的に審査を実施し候補者を選定する。審査する方法については、次の方法により審査を実施するものとする。

また、選定委員会で選定した候補者を地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を経て、指定管理者として決定するものとする。

【審査方法】

第1次審査（資格審査）

8. (1)に記載する提出書類により当該指定管理者の募集要件等の資格を審査する。審査結果については、参加表明者全員に令和8年10月20日（火）にメールで通知する。なお、通過者には第2次審査の日程を併せて通知するとともに、企画提案書の提出を求める。

■企画提案書

企画提案書は、第2次審査（プレゼンテーション）（令和8年10月26日（月）開催予定）で使用する資料であり、書式は任意とし、内容については以下のとおりとする。

なお、提出部数及び提出場所は8（3）及び（5）に同じとし、第2次審査までに持参するものとする。

ア 第1次審査で提出した事業計画書及び収支予算書に沿ったもの

イ 下記（2）主な選定基準に列記した項目について網羅すること。

② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第1次審査を通過した者に対して、提出された資料を基にプレゼンテーションとヒアリングを行い、当該業務に対する提案等を選定委員会が審査する。

プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合は、評価の点数が満点（250点）の60%以上であれば、当該提案を最優秀提案とする。

(2) 主な選定基準

- ・ 事業計画に基づき当該施設の総合性を確保するものであること。
- ・ 事業計画書の内容に地域性を反映し、効率かつ効果的に事業が進められるものであること。
- ・ 事業計画書、収支予算書により当該施設の管理に係る費用対効果を確認できるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った運営を行うための十分な能力を有していること。
- ・ その他施設の性質に応じた選定基準

【選定基準の詳細】

評価項目	配点
(1) 事業計画に基づき当該施設の総合性を確保するものであること。	35
・施設経営の基本的な考え方が明示されているか	5
・事業の目的、運営方針、目標が示されているか	5
・利用者の平等な利用について考慮され、公共施設としての役割を確保できるものか	5
・市や利用団体等との連携・協働について具体的に示されているか	20
(2) 事業計画書の内容に地域性を反映し、効率かつ効果的に事業が進められるものであること。	80
・施設の設置目的を考慮した上で、地域性をどの様に施設運営に反映しているか	10
・自主事業の実施計画が効果的なものであるか	20
・効果的な施設運営が確保されているか	10
・利用者の要望を把握する体制やサービス向上、利用者拡大への取り組みが示されているか	20
・利用者に対し、効果的な情報発信が考えられているか	20
(3) 事業計画書、収支予算書により当該施設の管理に係る費用対効果が確認できるものであること。	45
・管理業務の効率化等、費用対効果を高める取組みに関する提案がなされているか	10
・収入、支出の提案額は適切な根拠、方法により算出されているか	10
・指定管理料の提案額は妥当かつ適正であるか	25
(4) 事業計画書に沿った運営を行うための十分な能力を有していること。	60
・職員の配置や組織体制、責任体制は適正になされているか	10
・現場責任者や有資格者の選任は適切であるか	5
・職務内容、研修等について適切に明示され、実施できる体制であるか	5
・申請者の財務基盤は安定しているか	10
・類似施設(※1)での管理運営実績はあるか	20
・運営上でのリスクに対する備えはあるか	5
・個人情報保護するための措置がなされているか	5
(5) 安全管理の適正化に努めていること。	10
・緊急時における市及び関係機関との対応が迅速にできる体制であるか	5
・施設の安全対策（事故防止、防犯対策など）はとられているか	5
(6) 労働福祉の適正化に努めていること。	20
・賃金やその他労働条件は適正であるか	10
・現業務従事者の継続雇用や新規雇用における地元在住者の雇用計画が盛り込まれているか	10

※1 現に指定管理を行っている施設を含むものとする。

【審査基準】

評価	判断基準	係数
A	非常に優れている、画期的である。創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	×1.0
B	優れている、実現性や寄与度が高い等期待レベルを上回る。	×0.75
C	やや優れている、見るべき点がある等 平均的な内容である等ほぼ期待レベル通りである。	×0.5
D	一般的である、特に過不足ない。期待レベルをやや下回る。	×0.25
E	熟度不足等、期待レベルを大きく下回る。 指定した項目は網羅されているが内容が乏しい。	×0.1
F	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。	×0

※評価項目に対して評価をし、項目の配点に評価係数を乗ずる。

【選定条件】

- ① 評価点の合計が、配点の6割（150点）以上であること。
- ② F評価が2項目以上ある場合は、不合格とする。

(3) 参加表明から選定までのスケジュール

参加表明から選定までのスケジュールは、次のとおり予定している。

項 目	時 期
募集要項等の告示	令和8年9月28日（月）～10月19日（月）
資格審査等に必要な提出書類の受付	令和8年9月28日（月）～10月19日（月）
質問書の受付	令和8年9月28日（月）～10月7日（水）
質問書の回答	令和8年10月13日（火）
現地説明会受付期間	令和8年9月28日（月）～10月7日（水）
第1次審査結果／第2次審査日程の通知	令和8年10月20日（火） メールで通知
第2次審査	令和8年10月26日（月）
選考結果の通知及び選考結果の公表	令和8年11月上旬
指定管理者の指定（12月議会後）	令和8年12月下旬
協定の締結	令和9年3月中旬
指定管理者による事業開始	令和9年4月1日

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 選定結果

選定委員会の選定結果は、第2次審査実施後速やかに申請者全員に書面により通知する。なお、指定管理者の指定については、令和8年12月定例議会の議決後となる予定である。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容、管理の基準等に関する詳細について協議し、当該内容を記載した協定を締結する。

(3) 指定後の留意事項

- ① 選定された法人等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決の後においても、指定しないことがある。

- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、指定管理者として指定をせず、協定を締結しないことがある。
- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確保できないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - ウ 不正な行為により選定事業者として選定されたと認められるとき。

12 問い合わせ先

〒698-0033

益田市元町 11 番 16 号

益田市 教育委員会 ひとづくり推進課

(担当) 寺戸・三成

電話 0856-31-0622

FAX 0856-31-0641

E-mail hitozukuri@city.masuda.lg.jp